

平成28年6月改正建設業法施行に関するQ A 【経営事項審査編】

	質問	回答
経審1	経過措置期間中は従前からとび土工の許可を有していることにより、解体業の許可がなくても、解体工事業に係る経営事項審査の申請をできるのか。	解体工事業の許可を有さない場合には、解体工事業に係る経営事項審査は申請できません。
経審2	平成28年6月1日以降に5月31日の以前の審査基準日で申請する際の様式は、改正前か改正後のどちらを使えばよいのか。	平成28年6月1日以降に5月31日以前を審査基準日とした申請をする場合は、改正後の様式により提出してください。
経審3	施行日以前に経営事項審査を受け、施行日後に解体工事の許可を受けた場合において、同じ審査基準日を基に解体工事の完成工事高等を計上した経営事項審査を受けることは可能か。	可能です。その場合、当該追加業種分の手数料の納付が必要です。(改正前に建築一式のみの経営事項審査を受けたが、改正後に解体工事業の許可を業種追加で取得し、解体工事業についても同一の審査基準日で経営事項審査を追加で受ける場合、2500円の手数料となります。)
経審4	平成28年5月までに経営事項審査の申請をした場合、経過措置開始前の様式で結果通知が発行されるのか。	その場合、結果通知が6月以降となっても、従前の(改正前)様式により結果が通知されます。
経審5	「業種間積み上げ(振り替え)」について、解体工事業についてはどのような考え方がか。	解体工事業の積み上げについては、解体工事業の許可取得後は従前の他の業種と同様に、個別の工事内容に応じて、一式工事業又は一式工事業以外の完成工事高として計上することが可能です。(積み上げ対象業種の許可を有しており、その業種について経営事項審査の申請を行っていないことも必要。) なお、平成28年6月1日から平成31年5月31日までの間は、平成28年6月1日時点で現にとび・土工工事業の許可を有する業者が行った解体工事の完成工事高については、解体工事業の許可を受けていない場合でもその内容に応じて一式工事業等の完成工事高に含めることができます。
経審6	経過措置期間中に解体工事のみの完工高を一式工事に積み上げる場合、「とび・土工コンクリート・解体(経過措置)」完成工事高に、積み上げされた解体工事分の完成工事高を含めた形で記載すればよいのか。	積み上げを行った場合、その完成工事高は(経過措置)の完成工事高には含めることはできません。
経審7	経過措置期間中にとび・土工・コンクリート工事の経営事項審査を受ける際は、とび・土工・コンクリート・解体工事(経過措置)【業種コード300】で金額を記載することとなるが、解体工事業の許可を有していない場合、それまでの解体工事の完成工事高の計上方法と必要となる工事経歴書について教えてほしい。	経過措置期間中において、解体工事の許可を取得するまでは、解体工事の実績は「その他工事」として計上することになります。また、申請時にとび土工と解体を切り分けた工事経歴書を添付してください。(過去の事業年度の分も再度切り分けて作成の上提出してください。)
経審8	経営事項審査申請時に合わせて提出する事業年度終了届(工事経歴書、直前3年)について、決算期が改正前と改正後をまたぐ場合の工事経歴書や直前3年の施工金額の作成方法はどのようなのか。	(工事経歴書(様式第2号)) 決算変更届(許可申請も同じ)については、施行日以前に契約した工事についてまで切り分けて記載することは求めません。  (直前3年の各事業年度における工事施工金額(様式第3号)) また、施行日以後に契約した解体工事については、経過措置規定に基づき、とび・土工工事業の許可で解体工事業を営む場合は「その他工事」として、許可申請時及び許可取得後の決算変更届は「解体工事業」に計上して提出してください。
経審9	「附則第4条該当」の資格コードについては、どのような場合に使用することになるのか。	附則第4条該当の資格コードは、改正建設業法施行の際、現にとび・土工資格者であり、かつ解体工事業の技術者要件に関する経過措置として解体工事業の技術者としてみなされる場合に使用します。  ※平成27年度までの1級土木施工管理技士合格者が、解体工事業に関して、法施行後に実務経験を有する等し、解体工事業の技術者要件を満たした場合には、「113」を使用して下さい。
経審10	技術者の資格コードのうち経過措置に対応するもの(11A等)の使用は、平成31年5月(許可、経営事項審査の経過措置期間)まで、平成33年3月(技術者要件の経過措置期間)までのどちらなのか。	技術者要件の経過措置期間終了(平成33年3月末)までとなります。
経審11	経過措置期間中の経営事項審査について、土木、とび・土工、解体を受審し、技術職員名簿に1級土木施工管理技士を挙げた場合、技術職員名簿における業種コードはどのように記載するのか。	当該技術者を土木一式、とび・土工、解体の3業種に計上したい場合は、01、99と記載してください。業種コードが01、29と記載と記載された場合には、土木工事業と解体工事業の2業種の技術職員として審査されますので、注意してください。
経審12	平成28年8月1日より「登録解体工事試験」「登録基礎ぐい工事試験」が営業所専任技術者の要件に位置付けられたことに伴い、経営事項審査での技術職員数の項目および基準が改正(上記2試験合格者について2点加点)されたが、この改正による再審査は可能か。	平成28年8月1日の改正に伴う再審査は、 <b>平成28年8月1日から平成28年11月28日(施行日から120日間)の期間に限り可能です。ただし、総合評価値の変化が見込まれない場合、再審査は受審できません。</b> なお、再審査を受審する際の手数料は無料です。